

高齢者医療制度の見直しについて

今般、「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、以下のとおり取りまとめられた高齢者医療制度について、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。



①70歳～74歳の方の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

※現在3割負担の方と後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

※平成18年の制度改正では70歳～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

②後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

平成20年4月から9月までの6か月間は無料、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、保険料額の一部（被保険者均等割）が9割に軽減された額となります。

対象者

75歳以上の方（注1）で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日）において被用者保険（注2）の被扶養者となっている方。

注1 65歳～74歳で一定の障害認定を受けた方を含みます。

注2 政府管掌健康保険や企業の健康保険、公務員の共済組合などいわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

※平成18年の制度改正で被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置はそれに加えて行うものです。

【問合せ】町民健康課国保年金係 ☎83-1225

65歳～74歳で老人保健制度に加入している方へ

現在、老人保健制度に加入している方は、平成20年3月末をもって加入している健康保険（国民健康保険、政府管掌健康保険、企業の健康保険、公務員の共済組合など）から脱退し、4月から自動的に後期高齢者医療制度へ移行します。ただし、一定の障害があるために任意加入している65歳～74歳の方は、申請により移行を撤回できます。

なお、さかのぼって撤回することはできませんので、4月以降に手続きをした場合は、加入月分の後期高齢者医療保険料が発生します。（3月までに撤回の手続きをしても年金から一時的に引き落とされる場合があります。）

現在

| 老人保健制度 | |
|----------|---------------|
| 医療費の負担割合 | 1割か3割 |
| 保険料 | 加入健康保険の保険税(料) |

申請により撤回した場合

| 現在加入の健康保険 | |
|-----------|-----------------|
| 医療費の負担割合 | 加入の健康保険が定める負担割合 |
| 保険料 | 加入の健康保険の保険税(料) |

4月から自動的に移行

| 後期高齢者医療制度 | |
|-----------|-------------|
| 医療費の負担割合 | 1割か3割 |
| 保険料 | 後期高齢者医療の保険料 |

ご存じですか？

厚生年金特例法

昨年12月19日に厚生年金保険料の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という）が施行されました。これにより、厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業者から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

今までは

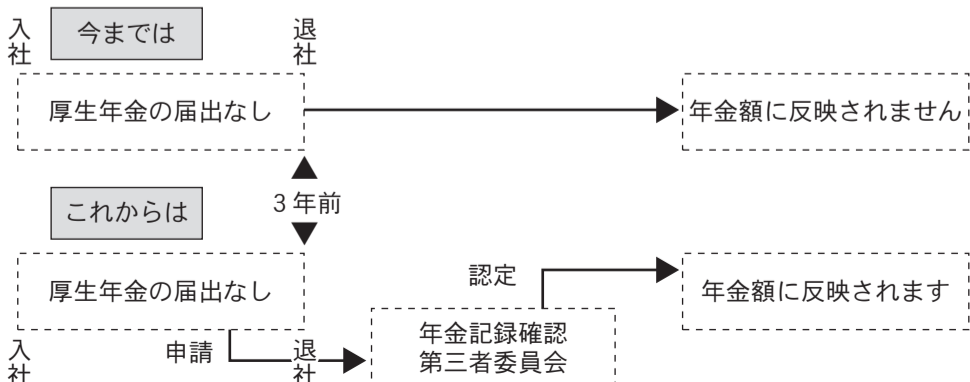
厚生年金保険料が給与天引きされていても、事業者から保険料の納付や厚生年金の資格などの届出がなかった場合であって、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過したときは、その記録は年金に反映されませんでした。

これからは

厚生年金特例法の成立により厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正され、年金額に反映されます。

【具体例】

3年前に退職した事業所で厚生年金保険料を給与天引きされたにもかかわらず、事業者が厚生年金の加入手続きをしていなかったことがわかった場合。



【問合せ】小田原社会保険事務所 ☎22-1391

◆年金記録確認第三者委員会が
①事業者が従業員から厚生年金保険料を給与天引きしている。
②社会保険庁に納付したことが明らかでない。
と認定した場合には、社会保険庁は年金記録確認第三者委員会の認定事実により年金記録を訂正し、年金額に反映します。

◆事業者は、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過した後であっても保険料を納付できるとなり、社会保険庁はその納付を勧奨します。
※事業者が廃業している場合には、役員であった者に納付を勧奨します。

◆社会保険庁は、事業者または役員が保険料を納付しない場合には、その事業者名または役員の氏名を公表します。
※保険料が納付されたか否か明らかでない場合を除きます。

◆公表してもなお納付されなかった場合には、国が保険料を負担します。
（その後も事業者への請求などを行います。）